

香取広域市町村圏事務組合職員被服等貸与規則

昭和59年 3月21日

規則第 5号

改正 平成10年 2月 9日規則第 1号

平成19年 4月 1日規則第11号

平成20年 3月21日規則第 2号

平成23年 3月30日規則第 7号

令和 7年 1月22日規則第 1号

(目的)

第1条 この規則は、職員が職務の遂行上必要とする被服等の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与品名及び貸与期間)

第2条 貸与する被服等の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

(貸与被服等の取扱い)

第3条 被服等の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、職務の遂行中は、特別な理由がある場合を除き、常に着用しなければならない。

2 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって貸与された被服等を使用し、維持管理しなければならない。

(貸与被服等亡失の場合の処置)

第4条 被貸与者は、当該被服等を亡失したとき、又はき損により使用できなくなったときは、速やかに事務局長に届け出なければならない。

2 事務局長は、前項の規定による届出を受けた場合において、必要と認めるときは、貸与被服等の再貸与をすることができる。

3 第1項に規定する亡失又はき損が故意又は重大な過失であるときは、相当額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、管理者は、これを減額し、又は免除することができる。

(貸与期間経過後の処置)

第5条 貸与期間を経過した貸与被服等は、被貸与者に支給することができる。

附 則

この規則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成10年 2月 9日規則第 1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合職員被服貸与規則（昭和58年北総西部衛生組合規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月21日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月22日規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

貸与対象職員	貸与品名	員数	貸与期間 (年)	備 考
清掃業務従事職員	防寒衣	1	5	
	夏作業服上下	1	1	
	冬作業服上下	1	1	
	安全靴	1	2	
	ヘルメット	1	3	
	帽子	1	使用に耐える期間	
	空調服	1	3	夏期に専ら屋外での業務に従事する職員